平成２２年（フ）第５８２８号
大阪府門真市新橋町29番２号
債務者　兵頭　領二
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３４７号
大阪市北区本庄東２丁目２番31号　新納ビル502号室、旧住所大阪市北区長柄東１丁目４番26―809号
債務者　村井美代子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９１８号
大阪府枚方市養父西町22番４―315号
債務者　木下　和生
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０８７号
大阪府豊中市熊野町４丁目17番６―302号
債務者　西田　治男
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５２４号
大阪府吹田市千里山西１丁目９番４―203号
債務者　佐々木　清
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６４２号
大阪府八尾市東弓削１丁目48番地の１　リバティーコーポヒロ202号
債務者　藤原　一美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６８８号
大阪市淀川区西三国１丁目36番29号
債務者　岩﨑　孝啓
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７６４号
大阪府東大阪市西鴻池町２丁目３番32号
債務者　井本真寿美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９３９号
大阪市北区中崎西２丁目３番16号　梅田ロイヤルマンション３Ａ号室
債務者　奥田　妙子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９５７号
大阪府豊中市西緑丘１丁目４番22―103号
債務者　太田　浩子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８００６号
大阪市福島区海老江１丁目11番１―701号
債務者　小檜山重宜
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０３１号
大阪市西区新町４丁目２番３―503号、住民票上の住所大阪府豊中市豊南町西３丁目20番20―61号
債務者　西田　康子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０４９号
大阪府枚方市上島東町２番７号
債務者　岩古　悠子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０７４号
大阪市此花区伝法１丁目１番１―1027号
債務者　木原美也子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１４２号
大阪市東住吉区針中野２丁目３番48号
債務者　曽我　良夫
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１８１号
大阪府大東市川中新町４番103号　吉本方
債務者　秋山　麻美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１８３号
大阪府寝屋川市明徳１丁目７番50―103号
債務者　宮田　　勉
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２０２号
大阪市中央区大手通１丁目１番８―1002号
債務者　後藤　　修
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部